



CR経営を支える基本的な取組み

CR経営を進めていくためには信頼できる企業であり続けるための強固な基盤づくりが不可欠です。アクサ生命では、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス体制の充実・強化に積極的に取り組み、企業の信頼性の向上に努めています。

内部統制とコーポレート・ガバナンスの充実

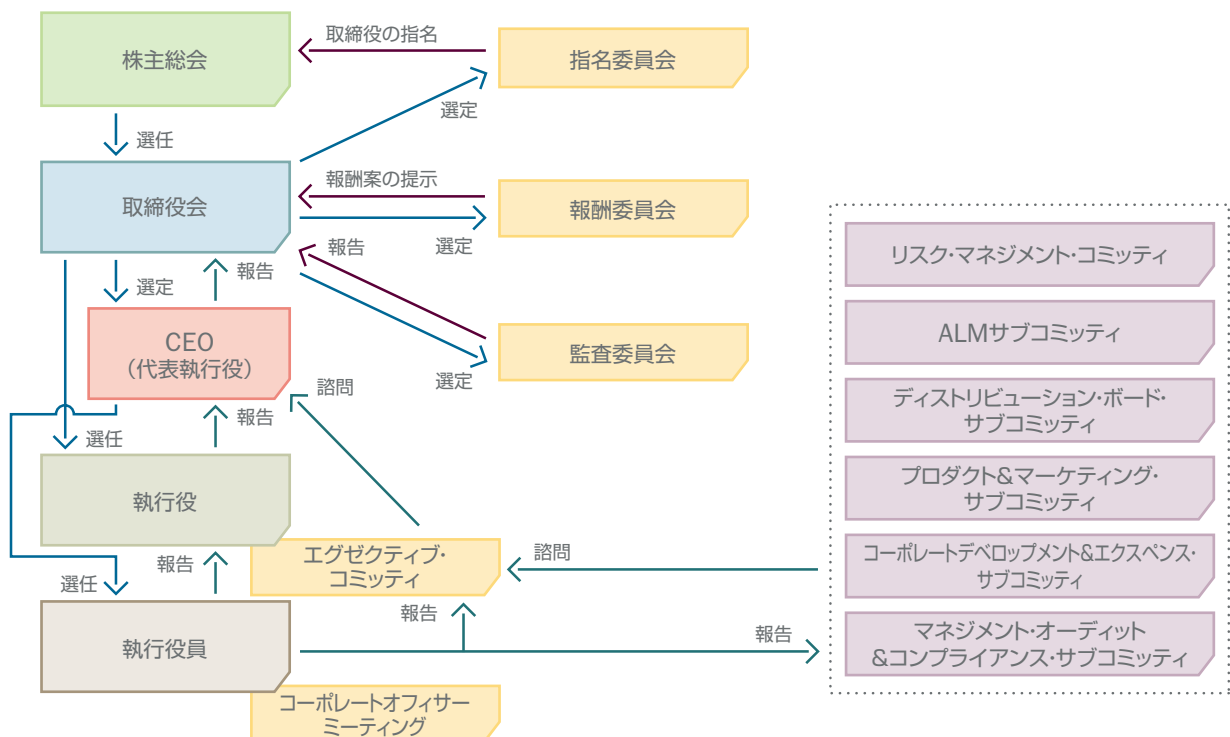
アクサ生命は、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図り、業務執行の公正性の確保に努めています。また経営の健全性や透明性を確保するため、内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努めています。

内部統制システム向上への取組み

企業価値の継続的な向上のために、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上もっとも重要な課題のひとつと位置づけ、経営における透明性の確保と、経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化に努めています。2006年に「内部統制システム構築の基本方針」を策定、以来継続的に業務プロセスの改善やコンプライアンス体制の整備、リスクマネジメントの徹底など、内部統制機能の充実・強化を行なってきました。またこれらの内部監査機能の強化とともに、社内の他の部門に対する牽制機能を高めることを目的として、2007年に内部監査部門をコンプライアンス部門から分離し、監査専任の役員を統括責任者とする事で業務的にも独立した組織としました。アクサ生命では今後も内部管理態勢とコーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組み、さらなる経営の健全性の確保に努めていきます。

委員会設置会社への移行

監査機能のAXAグループスタンダードへの準拠と迅速な経営判断の推進を目的として、2010年6月30日より委員会設置会社に移行しました。これによって、経営の監督と執行の分離がより明確となり、業務執行の権限が代表執行役・執行役に大幅に委譲され、より迅速な経営の意思決定と業務執行が行なえるようになりました。また指名委員会、監査委員会、報酬委員会の3つの法定の委員会を設置するとともに、社外取締役として、金融機関の監督の経験者、日本の消費者動向に詳しい経営者、海外でAXAグループの生命保険業に携わっている役員を選任し、監視機能の強化を図りました。



リスク管理への取組み

アクサ生命はリスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、経営の健全性を高め、企業価値を高めていくことを目指して、堅固なリスク管理体制の構築に取り組んでいます。

リスク管理の基本方針

生命保険会社は、保険業務を営んでいくうえで、さまざまなリスクを抱えています。これらのリスクは、単にすべてを極小化すればよいというものではなく、企業価値を高めていくためには、それぞれのリスクを特性に応じて適切にコントロールしていく必要があります。

当社ではリスク管理を経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、リスクとリターンのバランスに対して注意深い考察を行なうことにより、リスクからもたらされる不利益を効率的に最小化しつつ、事業活動から得られるリターンを最大化していくことをリスク管理の基本方針としています。

リスク管理指標の高度化にむけた取組み

新商品開発や販売施策の経営判断を行なう際に、事業の実態を適切に反映する内部指標として（トラディショナル）エンベディッドバリューを用いてきました。2005年度からは、より正確かつ客観的な経営判断を行なうため、負債の持つオプション性を反映するより高度な計算手法を用いたヨーロッパエンベディッドバリューをバリュー指標として活用しています。

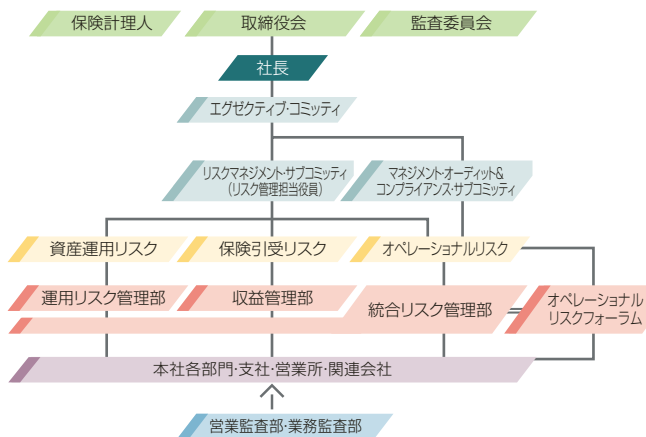
一方、統合的なリスク指標としては、保険引受リスクおよび負債サイドも含めた資産運用リスクに加えて、オペレーショナルリスクの計量化も含むエコノミックキャピタルを計算しています。

現在欧州では、経済価値ベースでの資産価値と負債価値の差額の変動をリスクとして評価する先進的なリスク管理手法として、ソルベンシーIIの導入が進められています。当社でもソルベンシーIIの要件を満たす内部モデルとして、2012年にエコノミックキャピタルをリスク管理指標として導入する準備を行なっています。

リスク管理体制

生命保険事業を運営するうえで生じる各種リスクについては、各担当所管による一次管理、リスク管理部門による管理、監査部門による監査という3重の管理体制をとっています。

また、取締役会はリスク管理に関する基本的事項を定めるとともに、リスク管理部門からのリスク管理状況報告を受けて経営レベルでの管理を行なっています。



保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故発生率（死亡率、入院率等）が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。当社では収益管理部において保険事故の発生率や将来の収益動向を注意深く分析しており、必要に応じて契約引受の査定基準や保険料の改定を行なっています。

また、保険事故発生率と解約・失効率について最悪のシナリオを想定したシミュレーション（ストレステスト）を実施し、その結果をリスクマネジメント・サブコミティおよび取締役会に報告し、必要に応じて、経営レベルで対応を検討する体制となっています。

資産運用リスク管理

資産運用全体のリスクを総合的に管理する組織として、インベストメント部門から独立した運用リスク管理部を設置しており、相互牽制機能を確保しています。

運用リスク管理部は、資産運用に関するリスク量の管理、リスク状況のモニタリングおよび経営層への報告などを行なっています。

■ 信用リスク管理

信用リスクとは、投資先・与信先の財務状況や経営状態の悪化等により債権回収が困難となる、あるいは債券価格が下落するリスクをいいます。

信用リスクについては、デリバティブ取引を含めた保有資産のリスク量（VaR）について許容限度額を設定し、定期的にモニタリングして管理を行なっているほか、個別案件の審査、各企業・企業グループに対する投融資枠の管理を行なっています。

■ 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株価などの市場環境の変化により、保有資産の価格が変動するリスクをいいます。

市場リスクについては、デリバティブ取引を含めた保有資産のリスク量（VaR）について許容限度額を設定し、定期的にモニタリングして管理しています。

■ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、必要な資金確保が困難になるリスク（資金繰りリスク）や市場の混乱等により市場において取引ができない、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。流動性リスクについては、流動性資産の残高と流出資金の実績と見込みを元に、想定されるリスクシナリオ下での流動性を分析することで管理しています。

■ ストレステスト

想定される最悪のシナリオ下での企業価値や各種財務指標について許容範囲を設定し、定期的にモニタリングして管理するストレステストを実施しています。

オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、内生、外生両方の事象に起因し、プロセス、人、システムが不適切である、もしくは機能しないことによる損失にかかるリスクをいいます。

オペレーショナルリスクはあらゆる部門のあらゆる業務に内在しているため、当社では各部門において内在するリスクを特定し、管理を行なってもなお残存するリスクを評価し、重要度に応じて必要な対策を講じることで、リスクの削減に取り組んでいます。

また、経営層による委員会において、各部門のリスク管理状況のモニタリングやオペレーショナルリスク管理に関わる重要事項の協議を行なっています。さらに、各部門の代表者が参加するオペレーショナルリスクフォーラムを開催し、オペレーショナルリスク管理に関わる情報の共有化を図っています。

コンプライアンス体制

アクサ生命は、生命保険会社に課せられた社会的責任を自覚し、株主やお客さまの信頼にお応えするために、コンプライアンス(法令等遵守)に立脚した業務運営を確立することを経営上の最重要課題のひとつとらえ、その体制整備とコンプライアンスに関する取組みに注力しています。

基本方針

AXAグループでは、その行動原則・倫理基準として「AXAグループ・コンプライアンス&エシックス・ガイド」を策定し、全世界のグループ企業で共通の認識を持ち、業務を遂行できるよう方針を示しています。日本においては中長期のコンプライアンス整備目標として「コンプライアンスポリシー」を策定し、日本のグループ企業全社で共有しています。

当社においては、これらの基本原則を具現化するべく、コンプライアンスとは「法令や会社規定などのルールを遵守するとともに、社会的「良識」に従って行動すること」と定義し、これをコンプライアンスの基本方針としてすべての役職員に周知・徹底を図っています。

コンプライアンス推進体制

法務・コンプライアンス部門は、コンプライアンスに関する諸施策の立案・実行・モニタリング・評価を行ない、全社のコンプライアンスを統括する役割を担っています。また主要な業務執行部門単位に「コンプライアンス・マネージャー」を配置し、法務・コンプライアンス部門と連携しながら、担当部門のコンプライアンス施策の推進やその実施状況を経営層に報告しています。

さらに本社各部および主たる営業組織ごとに「コンプライアンス推進者」を配置し、コンプライアンス推進委員会の運営をはじめとした各組織におけるコンプライアンスの推進を図っています。

また、強固なコンプライアンス文化の醸成を促進することを目的にコンプライアンスデー(The Compliance Day)を定期的に開催し、以下のような活動を行なっています。

■ 「コンプライアンス・ナラティブ*」の策定

全社全役職員が共通の認識を持ち、自分自身の責任としてコンプライアンスを実践するという意識を向上させることによって社内に「The Right Compliance Culture」(正しいコンプライアンス文化)を醸成することを目的に、「コンプライアンス・ナラティブ*」を策定し、全社に公表しています。

* 「コンプライアンス・ナラティブ」とは、私たちにとってコンプライアンスとは何を意味するのか、何故それが必要なかを簡潔に定義したものだ。

■ 全社一斉コンプライアンス推進委員会

各部署において、コンプライアンスに関する共通のテーマについての意見交換を実施することにより、全社におけるコンプライアンス意識の向上と一体感の醸成を図っています。

コンプライアンスプログラムの実行

コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を年度ごとに策定し、これを実行しています。コンプライアンスプログラムは当年度の重点テーマと業務執行部門単位のアクションプランからなり、定期的にその進捗状況をモニタリングするとともに、経営層に報告を行なっています。

また毎年1回、全役職員を対象に「コンプライアンス・ベンチマーキング・サーベイ」を実施し、役職員のコンプライアンス意識の水準を測定すると同時に、他の企業との比較や各種施策の検討材料としています。

コンプライアンス教育・研修の取組み

コンプライアンスの基本方針や業務執行に際しての関係法令などについて解説した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に配布してコンプライアンス教育の基盤とするとともに、各組織で実施する研修などでの活用を促しています。コンプライアンス・マニュアルの内容は定期的に見直しを行ない、法令などの改正やコンプライアンス体制の整備・見直しなどを適時に全役職員に周知徹底しています。

また「コンプライアンス教育・研修カリキュラム」を導入し、担当業務や階層に応じた教育体制の整備に努めるとともに、毎年2回、全役職員を対象としたコンプライアンス一斉テストを実施し、継続的にコンプライアンスに対する意識と知識を高める機会を確保しています。

法令等違反に係る報告体制

各組織の所管業務に関して、法令や会社規定に違反する行為、またはそのおそれがある行為を発見した場合の報告体制の明確化を図り、問題行為への適切な対処と再発防止に取り組んでいます。この他にも、役職員が法令や会社規定違反行為を直接通報することができる窓口として「内部通報者ダイレクトライン」を設置するなど、問題の早期把握のための体制を整備しています。

